

大阪地方最低賃金審議会

第322回総会

議事録

平成29年度

大阪地方最低賃金審議会

第322回総会議事録

1 日 時

平成29年7月28日（金）午前10時00分～同10時55分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第1共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、表田委員、立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、北畑委員、中井委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、西田委員、平岡委員、古谷委員、吉田（博）委員、吉田（豊）委員

（事務局）

田畑局長、小島労働基準部長、田中賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、
田村賃金指導官、那須専門監督官、林最低賃金係長

4 審議事項

（1）平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について

（2）大阪府最低賃金の改正に係る意見について

（3）平成28年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取り組み状況報告について

（4）その他

(開会 午前10時00分)

佐渡主任

定刻になりましたので、ただ今から大阪地方最低賃金審議会第322回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、全員18名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

本日は、議事に入ります前に、前回の資料につきまして訂正がございます。

前回7月11日に開催されました第321回総会で配布いたしました資料の中で、31ページから始まる資料12-2、UAゼンセン大阪府支部からの要請書につきまして、本来は要請書が表裏であるにもかかわらず、表面のみを資料に添付しておりました。おわびして訂正申し上げます。

なお、本日までに訂正資料を当局のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

それでは、議事(1)「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

田中課長

それでは、事務局からご説明いたします。

最低賃金の引上げの目安額については、既に新聞紙上などで報道されており、ご承知のことと存じておりますが、今年度の引上げの目安額が全国加重平均で25円、引上げ率に換算して3.0%という結果で取りまとめられています。これは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年以降、最大の目安額となっています。

ランク別では、Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円とされ、全ランクで昨年の目安額を超える高い水準となっています。

これまでの経過について、6月27日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安額の諮問、同日、審議会に目安小委員会が設けられ、その後、4回にわたり目安額の審議が行われました。7月25日に公益委員見解報告がまとめられ、同日、中央最低賃金審議会へ報告がされました。そして、この7月27日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛てに平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について答申が出されたところです。

それでは、お手元の資料1をご覧ください。

1ページ目、こちらが答申の写しとなります。

続いて、1枚めくっていただくと、平成29年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解となります。

中段に地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安がランク別にまとめてあります。

29年度、大阪を含むAランクの目安額は26円、昨年を1円上回る金額となっています。

続いて、2(1)をご覧ください。

平成29年度の公益委員見解を取りまとめるに当たって、特に非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視し、名目GDP成長率は前年に比して低下したものの、賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇傾向にあること、影響率は上昇している一方、雇用者数等については増加傾向にあること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要がある等、様々な要素を総合的に勘案して検討を行ったということが記されています。

それでは、答申の本文に戻ります。

1ページをご覧ください。

答申内容は、

1 地域別最低賃金額改定の目安金額について意見の一致を見るに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するために、目安に関する公益委員見解と中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会においては、この公益委員見解を十分に参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 政府において、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上、5項目となります。

続きまして、目安小委員会からの報告内容についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を重ねたことが記されています。

次に、目安小委員会での労使の主な意見をご紹介します。

労働者側意見からご紹介いたします。

最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が拡大傾向にあるとの問題意識から、一般労働者の賃金改定率だけではなく、あるべき賃金水準の議論を行うことが必要である。「円卓合意」や「雇用戦略対話合意」を踏まえ、生計費を考慮し、当面の目指すべき水準として最低賃金額が800円以下の地域をなくすことが急務であり、Aランクについては1,000円への到達を目指すべき。これらの水準の到達時期については、経済環境にも配慮しつつ、3年以内とすべきである。

現在の地域別最低賃金額の水準で法定労働時間働いた場合でも年収200万円に到達せず、最低賃金法第1条の賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るという法目的に鑑みて低水準である。最低賃金近傍で働いている労働者の中には、正社員として働く機会がないこと、または家庭の事情があること等により非正規雇用で働いている者が少なくないことから、雇用形態にかかわらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活し、将来展望が描ける社会を実現すべきである。

目安制度が導入された昭和53年当時に比べ、生活文化圏や経済圏が広範囲となり、隣県との格差拡大が働き手の流出にもつながっている状況を是正するためには地方最低賃金審議会の自主性発揮を促すことが必要であり、目安額を示す際は、こうした点を考慮すべきである。

最低賃金はその機能を発揮するには一定程度の影響率は必要であり、また影響率上昇による雇用へ

の影響は出ていない。

こうした見解のもと、労働者側委員は公益委員見解に不満の意を表しています。

続いて、使用者側見解についてご紹介いたします。

中小企業の景況感は緩やかながら改善傾向にあるものの、その動きは大企業に比べて鈍く、休業や解散する企業の件数が過去最高となったことに加え、人手不足の影響が強まっており、先行きの不透明感は依然として強いとの認識を示している。

働き方改革実行計画に記載されている最低賃金の内容は、これまで政府が示してきた方針と同様のものであり、その意味は、毎年機械的に最低賃金を3%程度引き上げるのではなく、名目GDP成長率が3%に達しない場合は、そうした状況を考慮しながら最低賃金を議論する必要がある。

最低賃金の大幅な引上げには、当該引上げの影響を受けやすい中小・零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の実施や拡充が不可欠である一方、政府の施策の十分な成果が見られないまま最低賃金の大幅な引上げだけが先行している。今年度も合理的な根拠が示されないまま最低賃金の大幅な引上げの目安を提示することは、目安制度、ひいては最低賃金の決定のプロセス自体が成り立たなくなるのではないかと強く懸念している。

目安審議に当たっては、諮問文で求められている働き方実行計画への配慮は必要であるが、最低賃金法第9条に定められている最低賃金決定の3要素を考慮すべきであり、これらを総合的に表している賃金改定状況調査結果のとりわけ第4表を重視するとともに、急激に上昇した影響率を十分に考慮した、合理的な根拠に裏打ちされた目安を提示すべきである。

こうした見解の下、使用者側委員は公益委員見解に不満の意を表しています。

このように、労使の隔たりが大きく、意見の一致を見るに至らなかったということでございます。事務局からの説明は以上のとおりでございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明について何かございますでしょうか。

(な し)

服部会長

特段ございませんので、それでは続いて議事(2)に移らせていただきます。

「大阪府最低賃金の改正に係る意見について」に入ります。

事務局からご説明お願いいたします。

佐渡主任

事務局からご説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項に基づき、本年7月11日付けにて大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。その他、最低賃金に係る要請等もございました。

この意見書及び要請書等の原本は全て公益委員のお席の後ろに置いております。

これからご意見、ご要望を報告させていただきますが、共通の内容のものにつきましては、まとめてご報告させていただきます。

では、まず労働者側からの意見でございます。

9ページ、資料2-1は、7月26日付けで全大阪労働組合総連合から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書の提出があったものでございます。

大阪府最低賃金審議会は、年収200万円以下のワーキングプアが増加している大阪の実態を踏まえ、生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性についての議論と大幅な引上げに踏み込む審議をすべきであるとして、大阪府最低賃金を早期に1,000円に到達させる視点で改定額の審議をすること、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、最低賃金の大幅引上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正の実行を政府に求めるものでございます。

なお、同じ内容の意見書が大阪労連傘下194の団体から提出されております。

11ページ、資料2-2は、7月26日付けで生協労連大阪府連合会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書の提出があったものでございます。

内容といたしましては、地域別最低賃金の地域間格差を早急に解消すること、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の貧困層が増加している大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な改定賃金引上げの審議を望むことなどがございます。

19ページ、資料2-3、こちらは7月26日付けで大阪自治体労働組合総連合から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、「公務・民間すべての労働者が安心して生活できるために大阪府最低賃金額をただちに時給1,000円以上に引き上げること、また、時給1,500円以上をめざすための徹底審議を求める意見書」として、大阪では23自治体で非正規職員率が4割を超え、非常勤、嘱託、臨時といった形で配置され、低賃金で働いている実態があり、官製ワーキングプアをつくり出している。このような公務職場における非正規職員の実態等を踏まえ、大阪府最低賃金を直ちに時給1,000円以上に到達させ、1,500円以上を実現させる視点で改定額の審議をすることなどを求めるもので、大阪労連傘下70団体からも同じ内容の意見書が提出されております。

21ページ、資料2-4、こちらは7月26日付けで自交総連大阪地方連合会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、大阪府最低賃金額時給1,000円の早期実現を求める意見書として、タクシー労働者の賃金や労働環境の悪化が進んでおり、大阪府最低賃金を早期に時給1,000円に到達させる視点で改定額の審議をすることなどを求めるもので、大阪労連傘下3団体からも同じ内容の意見書が提出されております。

23ページ、資料2-5、こちらは7月26日付けで大阪医療労働組合連合会から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書として、時給が1,000円を下回る労働者の生活環境は健康で文化的な生活にはほど遠く、特に介護職場では賃金の低さから若者が職業として選択できない状況が続いていることから、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円への到達を求めるものでございます。

25ページ、資料2-6は、7月26日付けで大阪労連女性部から大阪地方最低賃金審議会会長宛

てに、「大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書 最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困の解消を」という意見書の提出があったものでございます。最低賃金は生計費原則に基づくものとすべきであること、女性が自立して生活を営める水準とすること、女性の貧困、子供の貧困をなくし、少子化を解消するために最低賃金の大幅な引上げを行うことなどを求めるものでございます。

29ページ、資料2-7は、7月26日付けで全国一般労働組合大阪府本部から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、「中小企業労働者、非正規労働者など すべての労働者の賃金改善をめざし 大阪府最低賃金1000円以上の実現を求める意見書」として、大阪労連の意見書の要望3点に加え、最低賃金の日額・月額設定を復活させることを求めるもので、加盟組合29団体に加えて、同意見書に賛同した企業1社からも意見書の提出がございました。そのほか、個人からも意見書の提出がございました。

次に、35ページ、資料3-1は、7月11日付けでUAゼンセン住江労働組合から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請があったものでございます。今年度第2回総会で、UAゼンセン大阪府支部からの要請がありましたことをご紹介いたしましたが、それに引き続き同様の内容で提出されております。

37ページ、資料3-2及び39ページ、資料3-3は、今年度第1回総会で、全国一律時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請として、全大阪労働組合総連合、全国労働組合総連合取扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことをご紹介いたしましたが、それに引き続き7月26日付けで同様の内容で新たに20団体と2,872筆の個人署名が提出されたものでございます。

41ページ、資料3-4は、7月26日付けで日本共産党大阪府議会議員団から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、最低賃金の大幅引上げ等を求める要望として提出されたものでございます。内容としましては、最低賃金を時給1,000円とし1,500円を目指す、賃金引上げのための中小企業支援を政府に求めるものでございます。

なお、同日、大阪労働局長へも同趣旨の要望書が提出されております。

次に、使用者側からの意見でございます。

資料、少しお戻りいただきまして、31ページ、資料2-8、こちらは7月24日付けで一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、地域別最低賃金額改定に対する意見書として提出があったものでございます。最低賃金は平成19年から毎年大幅な引上げが続いているが、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとっては、その影響が大きく、経営を圧迫するところとなっていること、最低賃金の引上げは生産性が向上し事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能になるものであることから、最低賃金の引上げについては慎重な審議を求めるものなどの内容でございます。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対して何かご意見等はございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

特にないようですので、進ませさせていただきます。

それでは、ただ今から大阪府最低賃金の改正について直接意見聴取を行います。

7月11日の第321回総会において、労働者側の意見陳述が3名、使用者側の意見陳述人数が保留となっておりましたが、その部分も含めて本日の意見聴取の流れについて事務局からご説明をお願いいたします。

佐渡主任

事務局から説明させていただきます。

第321回総会后、使用者側委員から、使用者側は本年度の意見陳述は行わないとの連絡を受けました。このため、本日の意見聴取につきましては、労働者を代表する委員にご選任いただきました3名の方にご陳述いただきまして、意見を伺うことを予定しております。

服部会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明のとおり、3名の方から意見をお聞きすることといたします。

発言時間はお一人10分の範囲ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。意見聴取については事務局で進行をお願いいたします。

佐渡主任

承知いたしました。

では、まず、労働者側陳述人A様をお願いいたします。

A様、どうぞこちらへお越しくくださいませ。

では、よろしく願いいたします。

A 陳述人

労働者側陳述人のAと申します。

本日は、この審議会では話をさせていただくことになり、感謝しております。

まず、自己紹介的なことになりますが、私自身の職場でほぼ昇給がなくなったことや過重労働など、もろもろの問題から職場環境の在り方に問題意識を持ったことがきっかけとなり、コミュニティ・ユニオンに加入しました。その後、私は組合でいろんな人の話を聞いたり、相談に乗ったりしております。今日は、私自身が相談を受けていて感じていることを中心にお話ししたいと思っています。

最初にお話ししたいのは、最低賃金というのは決してパートやアルバイトだけの問題ではないということです。正社員であっても、手取り収入が12万円そこそこという人も出てきています。そんなときには、その人の労働時間単価を計算してみるのですが、本当に最低賃金に張りついています。実家暮らしで住居費が要らないとか、別途何らかの収入があるとか、そういう事情でもない限り、とても生活していける賃金ではありません。これでは、貯蓄はもちろん、独り立ちもできないし、結婚等の将来設計も立てられません。

また、パート等では時給883円という人が少なくありません。清掃とかビルの管理人等は最低賃金をそのまま時給にしているところが多いように思います。フルタイムで働いている人も少なくありませんが、時給制ですので、休日が多いと、手取り収入がその分減ります。ですので、フルタイムでも手取り収入は10万円そこそこという月もあります。実のところ、これまでは社会保険に加入していない人が大勢いました。社会保険料を引かなければ、手取り収入は二、三万円ふえます。無年金、無保険だけれども、今だけは何とか生活できる、そんな人を大勢見てきました。

ただ、マイナンバーが導入されて、会社もごまかしが利かなくなってきたのでしょうか。本人が嫌がっても、社会保険に加入する会社が増えてきています。そして、10万円そこそこでは生活できないので、ダブルワークやトリプルワークをして、何とかしのいでいる人もいます。トータルすれば、1日14時間くらい働いている人もいます。過労死するくらい働かないと、生活できないわけです。法定労働時間働いて社会保険に加入すれば、もう生活できない。生活するためには、法定労働時間も関係なし、社会保険も関係なしで働いています。もちろん生活設計も、将来の展望もないけれども、健康であり、何もなければ、今だけは何とか生きていける、これが今の最低賃金です。

私は、最低賃金というのは、本当は、真面目に働けば普通に生活していける水準が必要だと思います。最低賃金1,500円という要求を出している労働組合がありますが、これだと、月173.5時間働けば26万円ほどになります。ここから社会保険料等を引けば、22万から23万円くらいでしょうか。これくらいあれば、何とか普通の生活ができると思います。ですので、すぐにとというのは無理だとしても、将来の目標としては決して突飛な要求だとは思いません。

安倍首相は2020年をめどに最低賃金の加重平均を1,000円に引き上げるとしています。これは将来の目標ではなく、目の前のことです。現在の加重平均は823円ですから、あと3年で1800円ほど引き上げなければ1,000円には届きません。つまり、毎年60円ほど最低賃金を引き上げていかなければならないということです。そのことを重々考慮に入れていただき、本年度は最低賃金の大幅アップをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

佐渡主任

次に労働者側陳述人のB様をお願いいたします。

参考資料が提出されておりますので、お手元に配布しております。

B様、よろしく願いいたします。

B陳述人

労働者側陳述人のBと申します。職場は堺市の耳原病院労働組合です。

この場で発言をさせていただき、感謝申し上げます。

私は、堺市の労働組合の集まりである堺労連が行った最低生計費調査の結果に基づいて、最低賃金を抜本的に上げるべきということを訴えたいと思います。

最低生計費調査というのは、アンケートで生活スタイルと家族みんなの持ち物を詳しく聞くことで、堺市で暮らすには実際に幾ら必要なかを調べるというものです。佛教大学の金澤誠一教授にご協力いただいて、この春闘で取り組みました。堺労連加盟の組合員600名に聞いて、3つの生活モデルの分析を行いました。結果としては、20代の単身者では月に211,343円、30代の夫婦2人暮らしでは321,357円、30代夫婦と子供1人では410,454円が必要とのことでした。

最低賃金883円では、1日8時間働けば月170時間として月に150,110円となります。20代独身者では6万円足りないということになります。夫婦共働きをしても、30代夫婦2人暮らしでは30万円となり、月2万円足りないだけですが、子供が1人いれば、月11万円足りないとなります。つまり、最低賃金883円では毎日8時間働いても、独身者では堺市で普通の暮らしはできず、夫婦2人だけでは何とか暮らせるものの、子供ができれば生活が破綻するということになり、子供はつukれないというものでした。

この金額の根拠となっている600人のアンケートによる普通の暮らしというものですが、20代の単身者のケースでは、47,000円のアパートに住んで、食事は、朝食は自宅で食べて、昼はコンビニでお弁当やパンを買う。夕食は家で食べて、月に2回、友人と外でご飯を食べる。また、休日は、いつもは自宅で休んで、月2回、友だちと遊びに行く。旅行は日帰りが年2回と1泊旅行が年1回。また、スーツは2着を着回して、シャツはYシャツも入れて8枚。散髪は2,000円のところに毎月行く。新聞はとらない。車も持っていない。お年玉や贈物は年4回、年1回の結婚式と葬式の参加で、お歳暮やお中元は贈らない。こうした生活です。こうした暮らしをすれば、月に210,420円掛かるということでした。こうした調査をこれまで全国で10か所ほど行っていますが、ほぼ同じような結果になっています。

こうした生活は若者にとってぜいたくな暮らしでしょうか。毎日8時間働けば、これくらいの生活ができるようになりたいと求めることは間違ったことでしょうか。しかし、この生活をするには、最低賃金883円では6万円足りません。月170時間で計算すれば、時間当たりでは1,287円、また9時から17時の勤務であれば、月150時間なので、時給は1,403円必要です。こうしたことを踏まえて、最低賃金の抜本的な引上げが必要だと思えます。

また、実際、最低賃金近くの時給で働いている人に聞くと、スーパーには毎日遅くに行き、半額シールのものしか買わない、飲みにも行かない、日曜日にも遊びに出掛けない、車もない、貯金なんて全くないとのこと。正規の職員ではないので、将来とても不安とのこと。ただ、この時給では独り暮らしができず、親と一緒に暮らすことで何とか生活をしている人が多いのが実態のようです。

また、30代夫婦と子供1人のケースでは、月410,450円、年収では4,925,448円必要との結果でした。この暮らしは、家賃は53,000円のアパートに住み、朝食と夕食は自宅で食べて、昼はお弁当、外でご飯を食べるのは月2回。休日は、いつもは自宅で過ごして、月2回、買い物などで外出、旅行は日帰りが年2回と1泊旅行が年1回。新聞はとらない。教育費は月12,411円というような生活です。こうした暮らしで月に410,454円掛かると聞きました。最低賃金の883円だと、2人で働いても、月300,220円なので、11万円足りません。これでは子供をつくることさえできません。少子化が問題になっていますが、ここが解決されないと子供がいなくなってしまう。

最低賃金法では、第1条で「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定」を掲げています。第9条では、労働者の生計費に触れ、「生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」とあります。これは、毎日8時間働けば健康で文化的な生活ができることを保障する最低賃金でなければならないということだと思います。私たち堺労連調査では1,287円まで必要との結果でしたが、883円という金額が本当に健康で文化的な生活を保障するものなのか、検証が必要ではないかと思えます。私としては、883円では生活を保障するものではなく、最低賃金法の趣旨から逸脱しているものではな

いかと思っています。抜本的な引上げを求めたいと思います。

また、今、若い人の半数が非正規労働者で、その多くが最低賃金に近い金額で働いています。私たちの堺労連では、毎年4月に堺駅前商店街を訪問して、景気や賃金の状況を聞いています。今年も32件のお店を回りました。働いている人の時給を聞くと、800円台が3割で、900円台が4割と、7割が1,000円未満でした。最低賃金が1,000円になれば、この商店街で働く多く人の賃金が上がります。それが消費につながり、商店街も変わっていくのではと思います。

また一方で、商店街の店主からは、これ以上の時給を出すと店がもたないとの話も聞きます。最低賃金を上げるには中小企業への対策も同時に必要だと思います。フランスやアメリカで最低賃金を今上げていますが、フランスでは中小企業には社会保険料の負担軽減を行い、アメリカでは減税を行っています。2010年の厚生労働省の調査でも、国に期待する支援策として中小企業の半数が社会保険料負担等の軽減を求めています。支援を行うことで時給を上げることは実現できると思います。

アメリカのカリフォルニア州では昨年、段階的に最低賃金を時給10ドルから15ドルに引き上げることを決めましたが、ジェリー・ブラウン州知事は、この引上げについて、経済的正義の問題で理にかなっている、カリフォルニアのこのことがアメリカ全土に広がることを期待すると発言しました。実は、アメリカでは、2012年以降最低賃金を上げた10都市全てで2015年と比較をして雇用率が上がっています。

最後に、繰り返しになりますが、私たちの調査では、時給883円では毎日8時間働いても憲法や最低賃金法が掲げる健康で文化的な最低限度の生活は保障できないとの結果でした。保障するには、時給1,287円は必要だとの結果です。私たちの加盟する全労連では、こうした調査を踏まえて、すぐに時給1,000円以上を実現し、1,500円を目指すことを呼びかけています。8時間働けば誰もが安心して暮らせる社会を目指すことは、誰もが生きていけることではないかと思っています。そのためには最低賃金の抜本的な引上げが必要です。引上げを実現していただくことを求めて、私からの意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

佐渡主任

次に、労働者側陳述人のC様をお願いいたします。

C様、どうぞ。

C 陳述人

Cと申します。

本日は審議会でお話しさせていただくという機会を頂きまして、ありがとうございます。

私は、イオン東大阪店でシニアアルバイトとして働いております。イオンは65歳定年で、それ以降は再雇用で最低賃金の契約となります。大阪府の最低賃金は883円であり、私どものイオン東大阪店では切り上げで890円となります。現在、一月の契約が86時間のため、給与は額面で7万円ぐらい、手取りでは6万円ぐらいになります。ぜいたくせず、普通に生活するのに十分な金額であるとは言えません。毎年、平均寿命が延びていますが、どのくらいの期間、健康で働けるかも分からず、今後のことを考えると、不安で仕方がありません。今後のためにも少しでも蓄えておきたいのですが、毎月の生活もぎりぎりであり、とても貯蓄に回す余裕はございません。

最低賃金は私たち働く者にとってのセーフティーネットであるはずですが、私のようなシニア世代

だけではなく、若い人たちも含めて全ての働く人たちは安心して働きたい、安心して暮らしたいのです。みんな、自分のためではなく、家族や会社のため、社会のためにと頑張っていると思います。どうか真面目に一生懸命働く者が少しでも報われるよう、最低賃金の大幅引上げをよろしくお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございます。

佐渡主任

ありがとうございました。

意見陳述は以上でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

服部会長

ただ今3人の方からご意見をお聞きしました。陳述いただきました内容について何かご質問はございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、これで意見陳述を終わりとしたいと存じます。

大阪府最低賃金専門部会の委員の皆様におかれましても、ただ今の意見陳述について十分ご留意の上、審議を進めていただくようお願いいたします。

なお、地域専門部会は、効率的な審議を行うために目安が出る前から調査審議を始めるという了解事項によりまして、7月26日に第1回目を開催しております。その中で、今年度の地域専門部会については、大阪府最低賃金専門部会運営規程の規定のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開することとなり、審議が進められております。

今後の地域専門部会の日程については、事務局からのご説明をお願いいたします。

佐渡主任

私から今後の地域専門部会の日程につきましてご説明いたします。

43ページの資料4をご覧ください。

地域専門部会につきましては、第2回目を7月31日月曜日午前10時に、第3回目を8月1日火曜日午前10時に、第4回目を8月2日水曜日午前10時に、第5回目を8月3日木曜日午前10時に開催する予定にしております。

事務局といたしましては、早期発効するためには、8月4日午後3時に開催を予定しております第323回の総会までにはご答申を頂きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

ただ今審議の日程についてご説明がございました。何かこれについて質問はございませんでしょうか。

か。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、ここで意見陳述及び随行の方でご退席なさる方は、ご退席をいただいて結構でございます。よろしいですか。

それでは、続きまして「平成28年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取組状況報告について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

田中課長

事務局からご説明をさせていただきます。

平成28年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取組状況報告についてご説明をいたします。

この取組状況報告は、平成28年度答申に基づいて行うものであり、さきで開催された第321回大阪府最低賃金審議会において地域専門部会に報告を行い、その要旨を総会に報告することとされております。そして、7月26日に地域専門部会を開催し、取組状況の報告を行いましたので、本日はその要旨についてご説明いたします。

45ページ、資料5、答申要望に関する取組状況報告（平成28年度）をご覧ください。

取組状況報告の内容は5項目となります。答申附帯事項ごとに取組状況を整理して記載しております。

①的確な周知広報、履行確保について、②生産性向上等に対する支援措置の効果的な周知、利活用の勧奨について、この2つの項目は周知広報という点で共通する部分がありますので、併せてご説明いたします。周知広報は、リーフレット、ポスターの活用が主となりますが、主たる広報周知の取組状況とともに、ケーブルテレビなどマスコミの協力を得て取り組んだ内容について説明しております。次に、金融機関包括協定の活用では、事業者と直接関係の深い金融機関の協力を得た周知の取組、そして金融機関の融資担当者を通じた業務改善助成金等の支援措置の案内に取り組んでおります。最低賃金の履行確保のための監督件数を大幅に増加し、こうした監督の機会も活用して、各種の中小企業支援措置の案内に取り組んでおります。こういったことについて報告を行っております。

次に、③行政機関の委託に関する履行確保、発注時の特段の配慮要請について。大阪府下各市町村の契約担当部署に文書要請を実施するとともに、特に大阪府、大阪市、堺市については、労働基準部長が関係部局長と対面の上、要請を行っております。委託先の労働者に関する最低賃金違反情報の取扱いについての意見交換を行い、今後の連携についての調整にも取り組んでおります。こういったことについて報告を行っております。

④公正な取引慣行の構築、関係法令の遵守について。こちらは、情報収集、周知啓発など、現状の取組について報告を行いました。

⑤中小企業等に対する支援措置の利活用の状況について。大阪府最低賃金総合相談支援センターの利用状況、業務改善助成金、キャリアアップ助成金の申請状況等について説明を行いました。

なお、大阪府は平成28年度の途中から業務改善助成金の適用対象となった関係で、平成27年度

の実績はございません。キャリアアップ助成金は、平成28年度の計画件数1,732件、平成27年度の計画件数212件の約8倍となっております。

最後に、中小企業支援措置の拡充に関連して、1点ご紹介したいと思います。

お手元に参考配布をさせていただいておりますが、昨日公表されております。そのため、地域専門部会の報告対象とはなっておりませんが、金融機関包括協定先である池田泉州銀行の人財活躍応援融資“輝きひろがる”の利用対象資格に業務改善助成金の受給者が加わることとなりました。

事務局からの説明は以上のとおりです。

服部会長

ありがとうございます。

以上のご説明につきまして何かご質問はございませんでしょうか。あるいは、ご意見はございますでしょうか。

平岡委員

ありがとうございます。

ご報告いただきました全てが重要な取組であると考えておりますが、特に⑤の中小企業に対する支援策、これにつきましては最低賃金引上げのために不可欠な施策だと認識しておりますので、特にこの活用状況を把握するとともに、施策の効果につきましても詳細に検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

もし、これにつきまして事務局から何かございましたら。

田中課長

今のご意見を承りまして、今後も引き続き利活用促進を進めるとともに、利用状況についても把握に努めてまいりたいと思います。

服部会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

前年度から今年にかけての履行確保に向けての多様な取組のご報告を頂いたわけですけれども、よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事（４）その他に入ります。

その他につきまして、労働者を代表する委員、何かございましたら。

井尻委員

先ほど労働側委員の方々から意見陳述を頂きましてありがとうございました。審議会、交渉に当たる者として一言だけ申し上げたいと思っております。

最低賃金につきましては、先ほどの意見書の資料や意見陳述を頂いた方々の思いというのは、もう十分私も真摯に受け止めて、これからの審議に当たりたいと思っております。その中で、先ほどからもありましたように、非正規労働者が今や2,000万人を超えたとか、4割に近づいたとかということもございますけれども、大阪の労働市場というのは、人手不足感がございますが、それ以上に全国平均を上回っているという悪い状態にあるというのが実態だというふうにも思っておりますし、我々組織労働者が賃金改善を春闘時期に行っておりますけれども、未組織労働者の方々に対しても賃金引き上げの波及効果を高めるということが我々の責務だと思っておりますので、先ほど頂いたご意見を踏まえて、真摯に審議に臨みたいということだけを申し上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、使用者側委員から何かございますでしょうか。よろしいですか。

（ な し ）

服部会長

ありがとうございます。

それでは、次回の日程について事務局からお願いをいたします。

佐渡主任

次回の総会は、大阪府最低賃金専門部会での審議状況にもよりますが、8月4日金曜日午後3時から予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、次回の総会は、大阪府最低賃金専門部会での審議状況にもよりますが、8月4日金曜日午後3時から予定しておりますので、委員の皆様方にはよろしく願いを申し上げます。

なお、本日の会議の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員には井尻委員、使用者を代表する委員には平岡委員をお願いしたいと思います。

事務局から何かほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

（ な し ）

服部会長

それでは、本日はこれにて閉会をさせていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。

(閉会 午前10時55分)